

令和7年度首都圏に向けた誘客キャンペーン実施業務 公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨・目的

万博後も引き続きフィールドパビリオンコンテンツ、テロワールコンテンツを始めとした県内観光地への誘客を促進し即効性のある国内誘客策として、主に首都圏からの日本人及び国内旅行商品を利用する外国人の誘客促進を図るキャンペーン（以下、「当キャンペーン」という。）を実施することにより、県内宿泊者数や県内観光消費額の増加を図る。

当キャンペーンにおいては、上述のコンテンツを含め、本県の冬観光の魅力である「食」「酒」「冬季イベント」等の強みを発信することで、兵庫への来訪意欲を喚起させて来訪者増に繋げることとし、旅行会社、宿泊事業者、交通事業者（鉄道、バス、飛行機等）、関係団体等と広く連携して、オール兵庫で事業展開を図る。

また、当該キャンペーンスキームは、継続して活用できる持続可能性の高い企画として、次年度以降に引き継ぐことを目標とする。

2 募集の概要

(1) 委託業務名

令和7年度首都圏に向けた誘客キャンペーン実施業務

(2) 委託業務内容 ※詳細は別紙「仕様書」のとおり

- ・キャンペーンキャッチコピー及びロゴの制作
- ・各種誘客事業の実施
- ・首都圏向けプロモーションの実施

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月10日（火）まで

ただしツアー催行は遅くとも令和7年12月初旬までに開始し、令和8年2月末までに終えること。

※ 当事業は兵庫県の補助金を受けて実施するものである。当業務に係る企画提案コンペは兵庫県予算議決前の準備行為として実施するものであり、兵庫県議会において当事業に係る予算の減額、否決があるときは委託業務の仕様の変更及び執行を行わない場合があり得るものとする。

なお、上記に伴い、企画提案コンペ参加者または受託予定者において損害が生じた場合にあっても、当本部及び兵庫県はその損害について一切負担しない。

(4) スケジュール

令和7年 9月29日（月）	参加募集及び質問受付開始
令和7年10月 6日（月）	質問受付終了
令和7年10月14日（火）	参加表明書及び企画提案書提出期限
令和7年10月21日（火）	審査会
令和7年10月後半	審査結果通知

3 プロポーザルの参加資格

業務を委託するための企画提案プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施に当たり、当本部との打合せ等に適切に対応できること。
- (4) 業務内容について守秘義務を順守できること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定による該当する一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（6 (1) に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てが行われている者

エ 兵庫県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等

- (6) 複数のグループが構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。

ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。

イ 申請書の記名押印等については全ての構成者が行うこと。

ウ 申請については、1 者につき 1 提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者、または単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(5)のすべてを満たすこととする。

4 企画提案説明会について

企画提案説明会は実施しない。

5 提案書の提出（審査関係）

(1) 提案書

- | | |
|--|-----|
| ア 企画提案書（様式任意） | 10部 |
| ・提案内容、業務体制図、事業実績、事業者概要、事業実施スケジュールを含むこと | |
| ・A4 サイズ 20 ページ以内または A3 サイズ 10 ページ以内 | |
| イ 見積書（様式は任意（押印不要）） | 10部 |
| ・積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること | |
| ウ 暴力団の排除に関する誓約書（別紙様式（押印不要）） | 1部 |
- ※提出日時点において記載すること

(2) 受付期間・受付時間

令和7年9月29日（月）から10月14日（火）まで（土日祝を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

(3) 提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。持参又は郵送により提出すること。また、電子メールにて電子データを提出すること。

なお、いずれも提出受付期間内必着とする。

(4) 注意事項

当本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

6 質疑応答

(1) 質疑応答については、次のとおり

ア 提出方法

質問は質問書（様式任意）に記載し、受付は電子メールで送信するものに限る。また、必ず受信を電話で確認すること。なお、電話による質疑は一切受け付けない。

イ 受付期間・受付時間

令和7年9月29日（月）から10月6日（月）まで（土日祝を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までとする。

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出すること。

(2) (1) の質問書に対する回答書は、電子メールで送付する。

なお、回答は参加者全員に知らせる場合がある。

7 応募者が1者又は応募者多数の場合等の措置

(1) 応募者が1者であっても、企画審査（プレゼンテーション）を実施する。

(2) 応募者多数の場合は事務局により数社に絞った上で実施する。

(3) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。
この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。

8 予算額

30,600千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※提案者の提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、提案者が提示した額とは必ずしも一致しない。

9 受託者の選定方法

(1) 審査（プレゼンテーションを実施）

提案者より提出された書類を基に、ひょうご観光本部を事務局とする審査委員会において内容を審査し、委託先としてふさわしい者を受託先候補として選定する。

ア 企画提案書は提出期限までに提出されたものを選考基準とし、追加資料等の受理は

しないが、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類提出の依頼ヒアリング等を行うことがある。

イ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、ひょうご観光本部のホームページに公表する（令和7年10月下旬頃を予定）。

(2) 評価の観点

企画、体制、実績及び価格の観点から総合的に評価する。

※別紙「審査表（評価項目）」参照

(3) 審査会の開催

神戸市内で実施予定。提案事業者からの企画提案内容のプレゼンテーションによる審査とし、詳細は別途応募者に通知する。

(4) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容及び時期については、協議のうえ変更する場合がある。

10 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。

(4) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(5) 提案内容の著作権は提案者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。

(6) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。

(7) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

(8) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。

エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。

オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。

(9) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約を締結する）。

(10) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（別紙様式）を提出すること。

【提出先、お問合せ先】

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館7階

公益社団法人ひょうご観光本部 担当：本條、西銘

TEL：078-361-7661 FAX：078-361-7662 Eメール：honjo@hyogo-tourism.jp